



栃木県公報

令和3(2021)年
10月29日(金)
号 外
第59号

目 次

訓 令

○栃木県文書等取扱規程の一部改正.....	1
警 察 本 部	
○栃木県警察文書取扱規程の一部改正.....	25

訓 令

栃木県訓令第十五号

本 庁
出 先 機 関

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年十月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県文書等取扱規程(平成十二年栃木県訓令第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書等の書式)</p> <p>第二十三条 文書等の書き表し方は、左横書きとする。ただし、次に掲げる文書等は、縦書きとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 前二号のほか文書学事課長が縦書きを要すると認めた文書等</p> <p>2 略</p>	<p>(文書等の書式)</p> <p>第二十三条 文書等の書き表し方は、左横書きとする。ただし、次に掲げる文書等は、縦書きとする。</p> <p>一 条例及び規則並びに内容が規程に類する告示及び訓令。ただし、これらの別表及び様式を除く。</p> <p>二・三 略</p> <p>四 前各号のほか文書学事課長が縦書きを要すると認めた文書等</p> <p>2 略</p>

別表第一を次のように改める。

×(2)×○○○○○○○○○。

×(3)×○○○○○○○○○○○。

1

××ア×○○○○○○○○○○○。

××イ×○○○○○。

××ウ×○○○○○○○○○。

××エ×○○○○○○○○○○○。

m

×××(ア)×○○○○○○○○○○○。

×××(イ)×○○○○○○○○○○○。

×××(ウ)×○○○○○○○。

第6条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

×○○○○○○○。

n

×××附×則

×○

×○○○○○○○○○○○。

1 号の中をさらに細分するときは、ア、イ、ウを用い、第3字目とすること。

m ア、イ、ウの中を細分するときは、(ア)、(イ)、(ウ)を用い第4字目とし、右の半角丸括弧の後ろは半角1字分空けること。

n 第4字目とし、「附」と「則」の間は、1字分空けること。

o 第2字目とし、2行目からは第1字目とすること。ただし、2項以上になるときは、アラビア数字で第1字目に項番号を付け、第3字目とし2行目からは、第2字目とすること。

(2) 章、節等に区分してある場合

×○○○○条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

栃木県条例第○○号

×××○○○○条例

a

a 第1字目とすること。

×××××第2款×○○

× (○○)

第○○条×○○○○○○○○○。

×××第2章×○○○

× (○○)

第○○条×○○○○○○○○○。

×××附×則

○

× (○○)

1×○○○○○○○。

× (○○)

2×○○○○○○○○○○○。

× (○○)

3×○○○○○○○○○○○。

○ 附則が3項以上の場合は、見出しを付けること。

(3) 単行文の場合

×○○○○条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

栃木県条例第○○号

×××○○○○条例

a

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

a 第2字目とし、2行目からは、第1字目とすること。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×××附×則

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2 全部を改正する場合

×〇〇〇〇条例をここに公布する。

××〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事×氏 名××

栃木県条例第〇〇号

×××〇〇〇〇条例

a

×〇〇〇条例（〇年栃木県条例第〇〇号）の

全部を改正する。

×（〇〇〇）

b

第1条×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×（〇〇〇）

第2条×〇〇〇〇〇〇〇〇。

×××附×則

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

3 一部を改正する場合

(1) 一般的な改正の場合

×〇〇〇条例の一部を改正する条例をここに

a 第2字目とすること。改正される条例名を書くこと。

b 以下制定する場合の例によること。

栃木県知事×氏 名××

栃木県条例第〇〇号

×××〇〇〇〇〇〇条例等の一部を改正する

b

×××条例

× (〇〇〇〇〇〇条例の一部改正)

c

第1条×〇〇〇〇〇〇条例 (〇年栃木県条例

×第〇〇号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表

×の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよ

×うに改正する。

d

改×××正×××後	改×××正×××前
× (〇〇)	× (〇〇)
第〇条×〇▲▲×。	第〇条×〇▲▲▲。

× (〇〇〇〇〇〇条例の一部改正)

第2条×〇〇〇〇〇〇条例 (〇年栃木県条例第

×〇〇号) の一部を次のように改正する。

××次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表

×の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよ

×うに改正する。

改×××正×××後	改×××正×××前

b 題名が2行以上にわたる場合は、1行目の書き出しと同じ位置にすること。

c 改正する条例ごとに条を設けること。

d 以下一部改正の文例に従い記載すること。

×××○○○○○○条例を廃止する条例

a

×○○○○○○○条例（○年栃木県条例第○○号）は、廃止する。

×××附×則

×○○○○○○○○○。

a 第2字目とすること。

(2) 2以上の条例を一括して廃止する場合

a

×○○○○○○○条例等を廃止する条例をここに公布する。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

栃木県条例第○○号

×××○○○○○○条例等を廃止する条例

a

×次に掲げる条例は、廃止する。

b

×(1)×○○○○○○○条例（○年栃木県条例第××○○号）

×(2)×○条例（○年栃木県条例第○○号）

×(3)×○○条例（○年栃木県条例第○○号）

×××附×則

×○○○○○○○○○。

a 第2字目とすること。

a 第2字目とすること。

b 第2字目とすること。

5 一部改正の文例

(1) 字句を改正する場合

改×××正×××後	改×××正×××前
× (○○)	× (○○)
第2条×略	第2条×略
a	
2×○○▲▲▲○○	2×○○▲▲×○○
b	
×○▲▲○○○○○	×○××○○○○○
c	
×○○○××××○	×○○○▲▲▲▲○
×○○○○。	×○○○○。

- a 字句を他の字句に改める場合
- b 字句を追加する場合
- c 字句を削る場合

(2) 条等を追加し、又は廃止する場合

改×××正×××後	改×××正×××前
a	
第11条×略	第11条×略
× (▲▲▲)	
第12条×▲▲▲▲▲	
×▲▲。	
b	
第13条～第15条×略	第12条～第14条×略
~~~~~	
c	
第11条×略	第11条×略
	× (▲▲▲)
	第12条×▲▲▲▲▲
	×▲▲。
d	
第12条～第14条×略	第13条～第15条×略

- a 条等を追加する場合
- b 条等を追加し、以下各条等を繰り下げる場合
- c 条等を削る場合
- d 条等を削り、以下各条等を繰り上げる場合

e	
<del>第10条</del> × 削除	× (▲▲)
	第10条 × ▲▲▲▲▲
	× ▲▲。

e 廃止する条等の条名を残す場合

(3) 条等の全部を改正する場合

改×××正×××後	改×××正×××前
× (▲▲)	× (▲▲▲)
第3条 × ▲▲▲▲▲。	第3条 × ▲▲▲▲▲
2 × ▲▲▲▲▲▲▲	× ▲▲▲▲▲。
× ▲▲▲▲▲▲▲。	2 × ▲▲▲▲▲▲▲
× (1) × ▲▲▲▲▲	× ▲▲▲。
× (2) × ▲▲▲▲	× (1) × ▲▲▲▲
	× (2) × ▲▲▲▲▲

6 附則の文例

(1) 施行期日に関する規定

a

×この条例は、公布の日から施行する。

b

×この条例は、○年○月○日から施行する。

c

×この条例は、公布の日から施行し、○年○月○日から適用する。

d

×この条例は、公布の日から施行する。ただし、第○条の規定は、○年○月○日から施行す

a 公布の日から施行する場合

b 将来の特定の日から施行する場合

c 条例の効力に遡及効果を持たせる場合

d 条例中ある一部の規定について施行期日を異ならせる場合

る。

(2) 既存規定の廃止に関する規定

a

×○○○○条例（○年栃木県条例第○号）は、廃止する。

b

×次に掲げる条例は、廃止する。

×(1)×○○○○条例（○年栃木県条例第○号）

×(2)×○○条例（○年栃木県条例第○号）

(3) 経過規定

×この条例の施行の際現に○○○である者は、この条例（の規定）により○○したものとみなす。

×この条例の施行前に○○によりした○○については、なお従前の例による。

×この条例の施行の際現に○○○している者は、この条例の施行の日から○○日以内に○○しなければならない。

(4) 既存規定の改正に関する規定

×○○○条例（○年栃木県条例第○○号）の一部を次のように改正する。

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改

a 1 条例を廃止する場合

b 2 以上の条例を廃止する場合

正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

a

改×××正×××後	改×××正×××前
×(〇〇)	×(〇〇)
第〇条×〇 <u>▲▲</u> ×。	第〇条×〇 <u>▲▲▲</u> 。

a 一部改正の文例に従い記載すること。

第2 規則

1 制定する場合

◎ 規則の場合には、公布文に代えて制定文を付するほかは、すべて条例の例によること。

栃木県規則第〇〇号

×〇〇〇〇規則を次のように定める。

××〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事×氏 名××

×××〇〇〇〇規則

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

×××附×則

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2 全部を改正する場合

栃木県規則第〇〇号

×〇〇〇〇規則を次のように定める。

××〇年〇〇月〇〇日

栃木県知事×氏 名××

×〇〇〇〇〇〇〇〇〇規則

×○○○○規則(○年栃木県規則第○○号)の  
全部を改正する。

×○○○○○○○○○○○○○○。

×××附×則

×○○○○○○○○○○○○○○。

3 一部を改正する場合

栃木県規則第○○号

×○○○規則の一部を改正する規則を次のよ  
うに定める。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

×××○○○規則の一部を改正する規則

×○○○規則(○年栃木県規則第○○号)の  
一部を次のように改正する。

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の  
改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように  
改正する。

改×××正×××後	改×××正×××前
×(○○)	×(○○)
第○条×○▲▲×。	第○条×○▲▲▲。

×××附×則

×○○○○○○○○○○○○○○。

4 廃止する場合

栃木県規則第○○号

×○○○○○○規則を廃止する規則を次のよ  
うに定める。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

×××○○○○○○規則を廃止する規則

×○○○○○○規則（○年栃木県規則第○○  
号）は、廃止する。

×××附×則

×○○○○○○○○○○○○。

第3 告示

1 新たに発する場合

(1) 一定事項を公表する場合

栃木県告示第○○号

a

×○○法（○年法律第○号）第○○条の規定に  
より、次の○○を許可（認可）（登録）したの

b

で、同法第○○条の規定により告示する。

××○年○○月○○日

a 認可等行為の根拠規定を記載すること。

b 公表すべき旨の根拠規定を記載すること。

栃木県知事×氏 名××

×○○○○○○○○○○。

(2) 行政行為をする場合

栃木県告示第○○号

×○○法(○年法律第○号)第○○条の規定により○○○○○○○○を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県知事×氏 名××

×○○○○○○○○○○。

2 一部を改正する場合

栃木県告示第○○号

×○○○法(○年法律第○号)第○○条の規定による○○を定める(指定する)(に関する等)

告示(○年栃木県告示第○号)の一部を次のように改正する。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名××

×次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

a

◎ 特に適用期日を定めようとする場合は、「○○○○を次のように定め、○年○月○○日から適用する。」とすること。

a 一部改正の文例に従い記載すること。

改×××正×××後	改×××正×××前
×○○▲▲×○○○	×○○▲▲▲○○○
○××××○○。	○▲▲▲▲○○。

3 廃止する場合

栃木県告示第○○号

×○○法(○年法律第○号)第○○条に規定する○○を指定する告示(○年栃木県告示第○○号)は、廃止する。

××○年○月○日

栃木県知事×氏 名××

◎ 特に廃止期日を定めようとする場合は、「○○は、○年○○月○○日限り廃止する。」とすること。

第4 訓令

栃木県訓令第○○号

a  
本××庁×

出先機関×

×○○○○規程を次のように定める。

××○年○月○日

栃木県知事×氏 名××

×××○○○○規程

×(○○)

第1条×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

◎ 訓令の制定改廃の形式は、受訓先を記載し、条例及び告示の例によること。

a 受訓先の記載は、組織規程の定めるところによる「本庁」、「出先機関」等の用語によること。



f  
 ××○年○月○日  
 g  
 栃木県知事×氏 名 印×

は代表者宛てとすること。  
 (2) 法人格を有しない団体にあつては、その所在地、名称及び代表者（責任者）の氏名  
 (3) 相手方が複数の場合は、連記し、又はその代表者の氏名を記入する。この場合、住所（所在地）も記載すること。  
 (4) 住所又は所在地は終わりが2字分空くように記載し、氏名又は法人名は、終わりが1字分空くように記載すること。  
 e 第2字目とし、2行目からは、第1字目とすること。  
 f 日付の初字は、第3字目とすること。  
 g 職氏名とも1行に記載し、氏名の最後1字の半ばにかかるように押印し、押印した後、1字分空くようにすること。

第7 指令

1 許可（認可、承認等）する場合

a            b  
 栃木県指令○○第○○号  
  
 c  
 令達先×  
  
 d  
 ××○年○月○日付け（○第○○号）で申請の  
 あつた○○○については、（○○○法（○年法律第○号）第○条の規定により）、許可（認可、承認）します。  
 e  
 ××○年○月○日  
 f  
 栃木県知事×氏 名 印×

◎ 配置及び令達先の記載は、達の例によるほか b については、文書記号表に定める記号を記載すること。  
 ◎ 法令等に特別の書式が定められているときは、それによること。

2 許可（認可、承認等）しない場合

栃木県指令○○第○○号

令達先×

×○年○月○日付け(○第○○号)で申請の  
あった○○○については、次の理由により  
(○○○の理由により)許可(認可、承認)し  
ません。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名 印×

a b

1 ×○○○○○○○○○。

2 ×○○○○○○○○○○○。

a 第1字目とすること。

b 1字分空けること。

3 補助金交付の場合

栃木県指令○○第○○号

令達先×

a

×○年○月○日付け(○第○○号)で申請の  
あった○○○については、○○○○○○○○○  
○○として○○○○○○○○○円を交付します。

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名 印×

a 許可(認可、承認等)の例により記載すること。

4 附款を付する場合

(1) 条件付きの場合

栃木県指令○○第○○号

令達先×

a

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○。ただし、○○しなければ、○○○○○○○してはなりません。(ただし、○年○月○日までに○○しないときは、その効力を失います。)

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名 印×

a 許可（認可、承認等）の例により記載すること。

(2) 期限付きの場合

栃木県指令○○第○○号

令達先×

a

×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○。ただし、その期間は、○年○月○日までとします。(ただし、その期間は、○年○月○日から○年○月○日までとします。)

××○年○○月○○日

栃木県知事×氏 名 印×

a 許可（認可、承認等）の例により記載すること。

(3) 負担付きの場合



2×○○○○○○○○○○○○○○○○×○○○。

第8 通達、依命通達、通知その他

a  
○○第○○号×  
b  
○年○月○日×

c  
×○○○○○○○×様

d  
栃木県○○部（課）長×氏名 印×

e  
×××○○○○○○○○○○○○○○○○○につ××

f  
×××いて（○○）××

g  
×○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○。

h  
×なお、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○。

- ◎ 特別の書式を要するものについては、この書式によらないことができる。
- a b 終わりを1字分空けるように記載すること。
- c 第2字目とすること。
- d 施行者は、原則として1行書きとし、公印は、氏名の最後1字の半ばにかかるように押印し、押印した後、1字分空くようにすること。
- e 第4字目とし、2行以上にわたるときは、1行目の終わりは2字分空け、2行目からの書き出しは、1行目にそろえること。
- f 標題には通達、依命通達、通知、報告、照会、回答等文書等の性質を表す語を括弧書きとすること。
- g 第2字目とし、2行目からは第1字目とすること。
- h 行を改める場合の初字は、第2字目とすること。

附 則

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。

(文書学事課)

警 察 本 部

栃木県警察本部訓令甲第四号

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月二十九日

栃木県警察本部長 野井 祐一

栃木県警察文書取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県警察文書取扱規程(平成十二年栃木県警察本部訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(文書作成の基準)</p> <p><b>第二十五条 略</b></p> <p>2 文書の書き方は左横書きとする。ただし、次に掲げる文書にあつては、縦書きとする。</p> <p>一 一 略</p> <p>3 略</p>	<p>(文書作成の基準)</p> <p><b>第二十五条 略</b></p> <p>2 文書の書き方は左横書きとする。ただし、次に掲げる文書にあつては、縦書きとする。</p> <p>一 <u>内容が規程に類する告示及び訓令。ただし、これらの別表及び様式を除く。</u></p> <p>二 二 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この訓令は、令和三年十一月一日から施行する。